



「小学校入学準備金」について（令和 7 年度）

*入学準備金とは

経済的にお困りの世帯に対し、小学校の入学準備に必要な経費に充てていただくため、小学校入学前の 3 月に準備金を支給する制度です。

《重要》所得制限等がありますので、申請理由に該当するかご確認ください。

1. 申請資格

下記に当てはまる保護者の方が対象になります。

- お子さんが、小学校（国公立、私立）、特別支援学校小学部に入学予定の方。 ※海外の学校は除く。
- 保護者とお子さんが、令和 8 年 1 月 1 日時点で横須賀市に住所（住民登録）を有すること。
- 裏面の「援助を受けることのできる世帯」のいずれかに該当する方。

※世帯の所得制限等がありますので、必ずご確認ください。

2. 支給予定額・時期

支給額：57,060 円 支給月：令和 8 年 3 月（予定）

※申請結果は、令和 8 年 2 月中に郵送で通知します。

3. 申請受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 12 月 26 日（金）必着

4. 申請方法

申請書を作成し、申請理由ごとの*証明書類を添付のうえ、教育委員会へ提出してください。

*証明書類については、裏面をご確認ください。

申請書提出方法	提出先
1. 教育委員会へ持込み	教育委員会支援教育課（市役所 1 号館 6 階 2 番窓口） 受付時間：土・日・祝日を除く 8：30～17：00
2. 郵送	〒238-8550 横須賀市小川町 1 1 番地 教育委員会支援教育課 小学校入学準備金担当 あて ※不足書類があると、受付ができませんので、提出前にご確認ください。 ※受付控えを交付希望の方は「返信用封筒と 110 円切手」を同封してください。

5. その他

- 入学準備金は、就学援助制度（経済的にお困りの世帯に対し、学用品費や給食費などの援助を行う制度）の一部ですが、入学後に引き続き就学援助を希望される方は*別途申請が必要です。

*入学説明会や入学後、学校から申請書を配布します。

- 入学準備金の申請をしなかった方も、入学説明会以後に就学援助費交付申請をし、認定された場合、新入学学用品費として同額（57,060 円）が 10 月に支給されます。

■援助を受けることのできる世帯■

この援助の対象となる方は、次の項目のいずれかに該当する方です。

申請理由		↓申請には証明書類を添付してください↓ ※(1)の理由は除きます。	
(1) 生活保護が受けられなくなった世帯		添付書類は不要（申請書のみ提出）	
(2) 児童扶養手当を受けている世帯（ひとり親の方など） ※特別児童扶養手当、児童手当は対象外。		児童扶養手当証書の市長印ページと有効期限記載ページの写し （横須賀市子ども給付課発行） 福祉医療証ではありません。	
(3) 経済的に困りの世帯 目安となる所得限度額(世帯全員の年間所得の合計額) ※課税証明書の「所得の合計金額」欄をご確認ください。 ※大まかな目安のため、 年齢構成等で限度額は変動します。		令和7年度の市県民税課税証明書（原本） ※世帯全員の扶養が分かるもの （市役所1階窓口サービス課、役所屋又は行政センター発行） 主たる生計者が米軍基地内勤務で、市県民税課税証明書が無い場合、Wage and Tax Statement (2024income) を添付してください。配偶者の市県民税課税証明書も添付してください。	
人数	世帯構成(例)	所得限度額の目安(円)	
		借家の場合	持家の場合
2人	父又は母35歳・子5歳	2,300,000	2,060,000
3人	父38歳・母35歳 子5歳	2,950,000	2,720,000
4人	父45歳・母42歳 子14歳・子5歳	3,650,000	3,420,000
5人	父48歳・母45歳 子18歳・子14歳・子5歳	4,150,000	3,900,000
6人	祖父70歳・祖母65歳 父45歳・母42歳 子14歳・子5歳	4,540,000	4,310,000
(4) 令和7年度にご同居の方全員が市民税非課税又は、罹災等により減免された世帯 ※主たる生計者が米軍属等で、日本の課税対象でない場合は、 (3) 経済的に困りの世帯で申請してください。		令和7年度の市県民税非課税証明書（原本） ※世帯全員の扶養が分かるもの （市役所1階窓口サービス課、役所屋又は行政センター発行）	
(5) 令和7年度に個人事業税が減免された世帯 ※罹災等により減免された世帯のみ		個人事業税の減免を受けた旨の通知書の写し（県税事務所発行）	
(6) 令和7年度に罹災等により固定資産税が減免された世帯 ※家屋新築による減免は対象外。		固定資産税減免通知書の写し（横須賀市資産税課発行）	
(7) 令和7年度に国民年金保険料が全額免除された世帯、又は罹災等により国民健康保険の保険料が減免された世帯 ※世帯員に米軍属等の方がいる場合は、 (3) 経済的に困りの世帯で申請してください。		このうちいずれか一つ ・国民年金保険料免除納付猶予申請承認通知書の写し ・国民年金保険料免除理由該当通知書の写し （日本年金機構又は年金事務所発行） ・国民健康保険料徴収猶予決定通知書の写し ・国民健康保険料減免決定通知書の写し （横須賀市健康保険課発行） 成人されている方全員の通知書を提出してください。	
(8) 生活福祉資金の貸付決定を受けた世帯 ※特例貸付（緊急小口貸付・総合支援資金等）は対象外。		生活福祉資金貸付決定通知書の写し（社会福祉協議会発行）	
(9) 職業安定所登録日雇労働者の世帯 ※雇用保険受給中の方は対象外。		雇用保険被保険者手帳の写し（公共職業安定所発行）	

《申請理由(3)、(4)の場合、世帯全員の扶養が分かるものとは？》

【ケース①】主たる生計者に、同居の方全員が扶養されている（配偶者控除の方を含む）場合

→主たる生計者の課税（非課税）証明書1枚で構いません。

【ケース②】同居の方で、主たる生計者に扶養されていない方（配偶者特別控除の方、扶養を外れている兄弟や同居の祖父母、親類、同居人）がいる場合

→その方の課税（非課税）証明書も必要です。証明書が複数必要となり、所得も合算して判定されます。